|  |
| --- |
| **川西こども家庭センター一時保護所　インターネット接続システム導入**  **入札申請関係書類** |

1. 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
2. 入札公告（写し）
3. 入札説明書
4. 仕様書
5. 仕様確認申込書
6. 質問書
7. 入札書
8. 見積書（入札不調時協議用）
9. 入札内訳書
10. 委任状
11. 入札の注意事項
12. 提出書類の注意事項
13. 契約書（ひな型）
14. 誓約書（３種類）
15. 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

　　○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

　　　（下記のうち、どれか１つを持参ください）

１　運転免許証

　　　　２　運転経歴証明書（平成24年４月１日以降交付のもの）

　　　　３　旅券（パスポート）

　　　　４　個人番号カード（マイナンバーカード）

　　　　５　在留カード・特別永住証明書

　　　　６　官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）

　　　　７　その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　＜ 担 当 ＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県川西こども家庭センター　総務課　橋詰

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒６６６－００１７

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川西市火打１丁目12番16号　キセラ川西プラザ３階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（072）756－6633

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

　　　令和７年８月８日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長　山　元　浩　司

１　調達内容

(1) 調達物品及び数量

川西こども家庭センター一時保護所　インターネット接続システム導入

(2) 契約案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

　(3) 構築期間

　　　契約日から令和７年10月31日まで

(4) 保守期間

　　令和７年11月１日から令和12年10月31日まで（５年間）

(5) 納入場所

　　兵庫県川西こども家庭センター一時保護所（詳細は仕様書のとおり）

(6) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、構築費用と保守期間中の保守費用、及びインターネット回線の利用料などその他費用をすべて合計した額を入札金額とするので、構築費用と保守費用及びその他の費用（５年間の総額）をそれぞれ記載した上で入札すること。入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

２　一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の｢取引を希望する支店･営業所等｣に県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1)　参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒666-0017 川西市火打１丁目12番16号　キセラ川西プラザ３階

兵庫県川西こども家庭センター総務課　担当　橋詰

電話（072）756－6633　FAX（072）756－6006

(2)　参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和７年８月８日（金）から同月20日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(3)　入札・開札の日時及び場所

令和７年８月29日（金）午後２時　キセラ川西プラザ２階　共用会議室

(4)　入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和７年８月28日（木）午後５時までに上記(1)の場所に必着のこと。

４　仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

令和７年８月８日（金）から同月20日（水）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）

イ　受付場所　上記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

(ｱ) 仕様確認申込書

(ｲ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ　提出方法　持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果　令和７年８月27日（水）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品について入札すること。

５　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

　　イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ　入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ　代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ｱ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

川西こども家庭センター一時保護所インターネット接続システム導入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 調達物品

川西こども家庭センター一時保護所　インターネット接続システム導入

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

仕様書のとおり

　(4) 構築期間

　　　契約日から令和７年１０月３１日まで

(5) 保守期間

　　令和７年１１月１日から令和１２年１０月３１日まで（５年間）

(6) 納入場所

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所（詳細は仕様書のとおり）

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

1. 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和７年８月２０日午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて以下に記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査申請受付場所】

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）

電話番号(078)341－7711（内線4936）　ＦＡＸ(078)362－3928

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の｢取引を希望する支店･営業所等｣に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県川西こども家庭センター（兵庫県川西市火打１－12－16　キセラ川西プラザ３階）

電話番号（072）756-6633

(2) 参加申込みの期間

令和７年８月８日（金）から同月２０日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

(3) 提出書類

ア　申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札は実施しない。

イ　前記２(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和７年８月２７日（水）午後５時までに文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

４　仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア　受付期間

持参の場合は、令和７年８月８日（金）から同月２０日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県川西こども家庭センター（兵庫県川西市火打１-12-16　キセラ川西プラザ３階）

電話番号(072)756－6633　ＦＡＸ(072)756－6006

ウ　提出書類

（ア）仕様確認

①　仕様確認申込書

②　仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

（イ）質問

様式は任意

エ　提出方法

持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和７年８月２７日（水）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品について入札すること。

５　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

６　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県川西こども家庭センター

令和７年８月８日（金）から同月２０日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

７　入札・開札の場所及び日時

(1) 場所　川西市火打１丁目１２－１６　キセラ川西プラザ２階　共用会議室

(2) 日時　令和７年８月２９日（金）午後２時

８　入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和７年８月２８日（木）午後５時までに前記４(1)イの場所に必着すること。

９　入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記１(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。

(4) 落札決定に当たっては、構築費用と保守期間中の保守費用、及びインターネット回線の利用料などその他の費用をすべて合計した額を入札金額とするので、構築費用と保守費用及びその他の費用（５年間の総額）をそれぞれ記載した上で入札すること。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札書に記載する金額にはそれぞれの項目について、合計額を明記すること。

(6) 構築費用には、構築のための作業費等を機器の価格に含めて記載すること。

(7) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(8) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））の100分の５以上の額を、令和７年８月２８日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和７年８月２８日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和７年９月７日（日）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

　　イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11　開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

①　入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

②　入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③　入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14　入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和７年９月７日まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始まで入札執行者に届出すること。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

15　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16　契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により７日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。

(2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19　調達事務担当部局

〒666-0017 兵庫県川西市火打１丁目12番16号　キセラ川西プラザ３階

兵庫県川西こども家庭センター (電話番号：(072)756-6633)

**入 札 の 注 意 事 項（紙による入札の場合のみ）**

１　入札時の本人確認等について

　　入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか１つを持参してください。）

①運転免許証

②運転経歴証明書（平成24年４月１日以降交付のもの）

③旅券（パスポート）

④個人番号カード（マイナンバーカード）

⑤在留カード・特別永住証明書

⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等）　等

(1)　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第２号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。

なお、参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

(2)　参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。

なお、委任状の提出は不要です。

(3)　参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

２　入札書について

(1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第１回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

　(2) 入札金額は、契約希望金額（月額）の１１０分の１００に相当する金額を記入してください。　　※　入札金額を訂正した入札書は無効となります。

３　入札内訳書について

入札書に添付して提出してください。

なお、入札書【再入札用】にも添付が必要ですので、用意をしておいてください。

４　見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※　見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

５　消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※　消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

**提出書類の注意事項（紙による入札）**

下記に示す書類を提出してください。

１　入札参加申込み**（期限：令和７年８月２０日（水）**午後４時**）**

(1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

(2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

(3) 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること）

２　仕様確認を求める書類等及び仕様書の質問について（期限：同上）

(1)　仕様確認申込書

(2)　仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。

提出方法は、上記１と同じです。

**３　入札保証金の納付について（令和７年８月２８日（木）正午締切）**

(1) 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

(2) 免除を希望する場合は、２年以内に地方公共団体等との間で締結した、本入札案件と同等の事業での契約実績を様式８に記入し、契約書写しとともに提出してください。

４　開札日時・場所：令和７年８月２９日（金）**午後２時**

**キセラ川西プラザ２階　共用会議室**

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し

(2) 入札書及び入札内訳書　２通（１回目入札用、再入札用）

(3) 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

※　郵送の場合は令和７年８月２８日（木）**午後５時まで**に(3)を除く書類を提出して下さい。（必着）

５　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

**なお、郵送での入札参加がある場合等には、再入札日程については、別途設定し、第１回目の入札終了後御連絡させていただきます。**

**入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。**

６　契約時（落札業者のみ）

1. 契約書　２通（契約担当課で準備する契約書に記名・押印すること）
2. 契約保証金（履行保証保険または誓約書）

本契約と同時に、契約金額の**100分の10以上**の額の契約保証金を納付して下さい。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式８（第５の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

※　この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県川西こども家庭センター所長　山　元　浩　司　様

住　所

会社名

代表者名

電　　話

電子メール

誓約書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

川西こども家庭センター一時保護所　インターネット接続システム導入

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県川西こども家庭センター所長　様

所在地

名称

代表者職氏名

電話

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

（１） 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（２） 労働組合法（昭和24年法律第174号）

（３） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（４） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（７） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（８） 労働契約法（平成19年法律第128号）

（９） 健康保険法(大正11年法律第70号)

（10） 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

（11） 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

（12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)